

欧洲統合研究における「ガバナンス・ターン」と国際政治学（二・完）

井 上 裕 司

目次

はじめに

第一章 国際政治学の欧洲統合理論とガバナンス・ターン

一 超国家主義と政府間主義

二 新機能主義の再評価とリベラル政府間主義

三 ガバナンス・ターン

第二章 ガバナンス・アプローチ

一 マルチ・レベル・ガバナンス

二 新制度論のEU研究（以上一九五号）

第三章 EUのガバナンス研究と国際政治学

一 國際政治学の射程

- 二 経済のグローバリゼーション
- 三 グローバリゼーションとガバナンス
- 四 グローバリゼーションとEUのガバナンスの問題解決能力
おわりに（以上本号）

第三章 國際政治学とEUのガバナンス

一 國際政治学の射程

ここまでガバナンス・ターンという研究動向の変化を軸にすえて歐州統合を分析する諸研究を整理してきた。そこでまず言えることは、歐州連合（EU）はもはや國際政治学だけの研究対象ではなくなったということである。「統合過程」の問題に取り組んだ國際政治学からのEU研究は、主權国家システムおよび國民國家の将来という問題意識から統合過程を分析した。そこでは歐州統合に関する対立軸は、さらなる統合を支持するか否かという一次元的なとらえ方をされた。それに対して、比較政治学からのEU研究が示したのは、統合が進展したことで、ユーロ・ポリティイのガバナンスの問題解決能力はどう影響を受けたのか、ガバナンスに参加するアクターがどのような利益を持つて、どのように政策決定にかかるのか、歐州諸制度がそれらのアクターにどのような影響を与えるのか、といった諸問題であった。そこでは以前の國際政治学からのEU研究のように、一次元的な対立軸は設定され

ていない。

アクターの多様化について分析する場合を例にして考えてみよう。国家以外のアクターが欧洲統合において重要な役割を果たすことは、以前の新機能主義においても指摘されていた。しかしその役割の重要性は、統合をさらに進めるスピル・オーバーを引き起こす原動力になるか否かを基準に測られていた。それに対して、ガバナンス・ターン以降のアクターの多様化についての研究では、国家以外のアクターの重要性は、統合を進める原動力になるか否かという点のみから指摘されていない。EUのガバナンスに参加する諸アクターは、統合をさらに進めるか否かという点のみに利益を見出しているわけではなく、多様な利益を持つてEUのガバナンスに参加していると考えられているからである。したがって、EUのガバナンスへの参加という問題を分析する場合、統合をさらに進めるか否かという軸だけでなく、イシューごとにさまざまな対立軸を設定しなければならない。それは例えば「資本と労働」、「産業と環境」、「企業と消費者」といった対立軸である。既述したように、ヒックス（S. Hix）が国際政治学のEU研究を批判したのは、まさにこの点であった。彼は、国際政治学が統合をさらに進めるか否かという一次元的な対立軸しか設定できないため、EUの「統合」を分析することはできるかもしれないが、EUの「政治」を分析することはできないとし、国際政治学のEU研究を痛烈に批判したのである。^[1]

このようなヒックスの批判に対して、国際政治学者はどのように答えるべきなのだろうか。国際政治学が分析できるのは、ヒックスのいうように、EUの「統合」だけなのだろうか。もしそうでないならば、国際政治学は何を問うべきなのだろうか。

まず言えることは、ヒックスは、国際政治学の射程を過小評価しているということである。たしかに新機能主義や政府間主義などの古典的な国際政治学からのEU研究は、EUに関する対立軸を一次元的にとらえ、そこからす

べてを説明していた。ヒックスは、この「新機能主義と政府間主義のEU研究」をもって、「国際政治学のEU研究」とみなし、結果として国際政治学はEUに対して一次元的な問い合わせできないという判断をしているのである。しかしながら、国際政治学がEUに関して問うことができる問題はそれだけではない。

これはロザモンド（B. Rosamond）が指摘する、政治学の理論について考える場合もつとも基本的な問い合わせである。「この対象は何の事例なのか」という問題に関係している。新機能主義においては、歐州統合は、それが進展していくことで最終的には主権国家システムおよび国民国家の将来に重大な影響を与える政治現象の例として考えられた。したがって、なぜそのような現象が継続的、不可逆的に進展するのかという問題に焦点をあてた研究がなされた。それに対しても政府間主義においては、歐州統合は、それが進展したとしても主権国家システムおよび国民国家の将来に重大な影響を与えることがない政治現象の例として考えられた。したがって、なぜ統合の進展が国家によつて阻害されるのかという問題に焦点をあてた研究がなされたのである。つまり、EUをどのような政治現象の事例ととらえるかが研究の出発点となるといえるだろう。ヒックスのように、EUを国家から類推される政治システムの一例ととらえる場合、それに対する研究はおそらく比較政治学的な視点からの研究になるのであろう。これに対しても、新機能主義や政府間主義はEUを国民国家の将来に関する例ととらえるが、国際政治学の問題意識は、必ずしもこの問題だけに限定されているわけではない。つまり、国際政治学は、EUを、新機能主義や政府間主義による設定とは異なる事例としてとらえ、ヒックスの指摘するEUの「統合」だけではなく、「政治」の部分に関する研究を導きうるのである。詳細は以下の事例研究で論じる。

ただし、その前にもうひとつ指摘しておかなければならないのが、古典的な問題を扱う国際政治学からの研究のもうひとつの限界である。それは特に新機能主義の統合理論に関して幾度も指摘されてきたN=1問題といわれる問

題である。新機能主義は、歐州統合を主権国家システムおよび国民国家の将来に重大な影響を与える政治現象の例として扱う以上、その研究は、EUの「統合」の部分に特化される。その結果、現在までのところ歐州統合に比較しうるまで発達した国際統合が存在しないという事情と相まって、「統合」の部分を扱う同理論は、歐州統合にのみ当てはまる理論とならざるを得なかつた。元来、国民国家の将来という国際政治学全般にかかる問題意識を持つてゐるにもかかわらず、展開した理論が歐州統合にしか当てはまらないという問題、これがZII問題といわれる問題である。⁽³⁾

それに対し九〇年代に新たに登場したガバナンス・アプローチの諸議論はどうであろう。たしかに、ガバナンス・ターン以後のガバナンス・アプローチも、ユーロ・ポリティを、他とまったく同じではなく、「マルチ・レベル・ガバナンス」としてあらわされるように特異なものとして捉えている。しかし、そのように表現されるユーロ・ポリティは、政治システムとしては、例えば国家と本質的な差異はないという前提でそのようなメタファーが用いられているのである。だからこそ、これまで見てきたように、それらガバナンス・アプローチにおいては他の政治システムとの比較が可能であったのである。そしてEUを本質的には他の政治システムと変わらない例ととらえる以上、その両者の比較によって、EU研究を「統合理論」ではなく、他のレベルの政治理論の発展に寄与する形で行うことを探しているのである。例えば、三つの新制度論間のEUに関する論争が、EU研究だけではなく、新制度論の発達そのものにもたらした貢献は無視できない。つまり、もともとアメリカの国内政治研究の過程で発達してきた新制度論を、EUという政治理論の実験場に応用することで、さらに新制度論の理論的な発達が促されるという過程が存在するのである。この過程が可能であるのは、新制度論者が、EUにおける政治をZIIではなく、アメリカ国内における政治と本質的には同じものとして扱つてゐるからであるといえる。したがつて、EUを「統

合」の部分にかかる例ではなく、いかに国際政治学の発展に寄与できる例ととらえるかが重要であるように思える。

これらを逆に考えれば、国際政治学が国民国家の将来という問題意識にこだわり続け、EUを国民国家の将来に関する事例ととらえ続けることは、国際政治学がEU研究の射程を自ら狭めることに等しいといえるだろう。したがって、国際政治学からのEU研究の可能性を広げるには、国際政治学は、EUの「政治」を分析する際の自らの有効性を示さなければならない。

ただし、既存の国家の政治を説明する際にも明らかなように、実際、国際政治学と比較政治学の研究領域を明確に区分することは難しい。つまりEUの「政治」を分析する際、国際政治学と比較政治学のどちらが有効か、という問題ではなく、両者は相互補完的な関係にあるというべきであろう。例えば、比較政治学が所与として扱わざるをえないポリティイに対する外的なインパクトの分析については、国際政治学が重要な役割を果たす。したがって、EUをトータルに理解するためには、国際政治学および比較政治学の間の対話が必要なのである。現在のEU研究に求められているのは、ガバナンス・ターン以降急速に発達してきた比較政治学からのEU研究を補完しうる、国際政治学からのEU研究である。

以下では、国際政治からのEUのガバナンス研究のひとつとしてグローバリゼーションがEUのガバナンスに与える影響に関するいくつかの事例を検討したい。

二 経済のグローバリゼーション

すでに指摘したように、比較政治学的なEUのガバナンス研究が所与として扱わざるをえないEUのガバナンスへの外的なインパクトについての分析は、明らかに国際政治学的なEU研究によつて補完されるべき部分である。ここではEUの「政治」のひとつ側面として、この外的インパクト、すなわちグローバリゼーションがEUのガバナンスにもたらす影響について考察する。

「グローバリゼーション」は、国際政治学だけでなく、社会科学全般において近年もつとも頻繁に使われるようになつた言葉の一つであろう。政治学、経済学、社会学など、さまざまな分野からグローバリゼーションという複雑で巨大な過程の分析が行われた。しかし、グローバリゼーションという過程そのものに対する一般的な定義は存在しない。ある者にとっては国際資本市場の急激な発展のことであり、ある者にとってはインターネットの普及に代表されるIT革命を通じたコミュニケーション手段の劇的な発展のことであり、ある者にとっては生産過程のトランクショナル化のことであり、またある者にとってはファーストフード、ジーンズ、ハリウッドなどに代表されるアメリカ文化の世界的な拡散と受容のことである。さらにグローバリゼーションがいつ始まつた過程であるのかについても共通の見解はない。国際資本市場の拡大と統合や、IT革命といった比較的新しい現象と見る者もあれば、ギデンス（A. Giddens）のように、近代世界の成立以降、モダニティーは本質的にグローバリゼーションの過程を伴つてきたとする者もある。⁽⁴⁾

本稿においては、特に一九七〇年代以降の国際金融市场の量的、質的な変化としての金融のグローバリゼーションとEUの関係について考察する。まずは金融のグローバリゼーションについて、簡単にまとめておこう。

国際金融市場は、すでに一九六〇年代から徐々に拡大しはじめていた。国際貿易と多国籍企業の活動の増大による国際金融サービスへの需要が高まつたからである。しかしこの金融市場の拡大の過程は、七〇年代のニクソン・ショック、オイル・ショックという二つのショックにより一気に加速されることになった。まず、ニクソン・ショックを経て変動相場制への移行が先進各国で行われたため、為替変動によるリスクを回避する必要から、先物取引などが急速に拡大した。さらに、オイル・ショックによって生み出された莫大な「オイル・ダラー」がロンドンを中心とするユーロ・カレンシー市場に流れ込み、国際金融市場の拡大は一気に加速した。さらに八〇年代になると、これらの市場からの要求による金融市場の拡大に加えて、二つの面での「金融革命」が行われた。すなわち、イギリスのサッチャー政権による「ビッグ・バン」⁽⁶⁾に代表される各国金融市場の規制緩和と、金融業の基盤技術である情報・通信技術の革新である。⁽⁵⁾これらを経て、国際金融市場はそれ以前とは比較にならないほどの量的、質的变化を遂げることになった。国連貿易開発会議（UNCTAD）は、それを「グローバルな金融の深化」という現象と表現している。「グローバルな金融の深化」⁽⁷⁾とは、グローバルな金融取引の成長が、生産や貿易といった経済ファンダメンタルズの成長を大きく上回っている状態のことである。実際、OECD諸国における八〇年代の金融経済の成長は、経済ファンダメンタルズの成長の約七倍の速度で進行し、世界の金融市場における年間の総取引高は、世界の総生産高の二倍に達している。これが意味していることは、資本の国際的な可動性が飛躍的に高まつたということである。今や、資本はわずかでも有利に運用される市場を求めて、ボタンひとつで地球の裏側にまで移動することができるようになつた。フーゲヴェルト（A. Hoogvelt）がいうように、「通貨そのものが、以前では考えられないほどの国際的な可動性を持った、リアルタイムの資源になつた」⁽⁸⁾のである。これらに示されるような国際資本市場の量的、質的な変化が金融のグローバリゼーションである。

以上のような金融をはじめとする経済のグローバリゼーションの進展という認識の下で、その過程が既存の政治制度にどのような影響を与えるのかについて多くの国際政治学および国際政治経済学の研究が行われた。そこで主に論じられたのは、グローバリゼーションが、「ウェストファリア的な主権国家システム」および国民国家に与える影響についてであった。そして、グローバリゼーションの結果、国家の権威が衰退したという議論と、グローバリゼーションにもかかわらず国家の権威は依然として強固であるという議論の間の一項対立を特徴とした。例えばサーニー（P. G. Cerny）は、金融市場は、「国家もしくは一国的な金融システムによってではなく、国際金融市场自身によって一九世紀以来はじめてグローバルなレベルで再統合がなされた」とする。そしてこの傾向は「グローバル市場がどのように市場の失敗を規制し、安定化させうるか」という問題をもたらすだけでなく、現代世界における自由民主主義国家の能力と自立性に疑問を投げかける」とする。なぜなら、政府は、「資本の逃避の脅威」、「長期的な税基盤の衰退」、さらに「国際的にダイナミックに活動する企業や業界をひきつける能力の機能不全」によって、経済政策の遂行に全般的な制約を受けているからである。そして「特定の地理的の領域における多目的統合制度としての近代国民国家は、自立的、自己規制的金融市场によって結合された世界経済の運営には向いていない」と結論をくだすのである。¹⁹⁾

それに対して、例えばハーストとトンプソン（P. Hirst and G. Thompson）は、世界生産の成長に対する世界貿易やキャピタル・フローの成長の割合、国際経済のガバナンスのメカニズムなどを歴史的に検証した結果、「現在の国民経済間の統合、相互依存、開放性のレベル」は、歴史上初めての現象ではなく、「先進国経済の自律性は、現在よりもむしろ第一次世界大戦までの金本位制の下での方が低かった」とする。したがって、国家への挑戦は、近年のグローバリゼーションが初めてのことではなく、国家は依然としてマクロ経済を管理する能力を備えているとす

るのである。¹⁰

これらの議論は、結局のところ、グローバリゼーションの進展と国家の権威をゼロ・サム的にどう見る見方といえるだろう。しかしながら、実際のグローバリゼーションと国家の関係は、このような二項対立に示されるゼロ・サム関係ではない。グローバリゼーションに対して、国家は受動的にその権威を切り崩されているのではなく、国家形態の再編によつて積極的にそれを受容することで、ある部分ではむしろ国家の権威が強化されているという見方ができる。つまり、グローバリゼーションは国民国家の権威を侵食しているのではなく、国民国家の再編をもたらしていると考えるべきであろう。例えば、ヒルシュ (J. Hirsch) は、「国民的競争国家 (national competition state, Nationaler Wettbewerbsstaat)」というグローバリゼーションのなかで発達してきた新しい国家の形態を示唆している。

ヒルシュによれば、確かに、国家はグローバリゼーションのなかで、自由化、規制緩和という新自由主義的戦略をとらざるをえなくなつてゐる。しかし、国家はそうして新自由主義的戦略をとりつゝも、決して「小さな国家」や「夜警国家」を目指しているわけではない。グローバルに柔軟に移動する資本に対し、積極的により魅力ある市場を形成する」として、他の国家との立地競争を行わなければならないからである。したがつて、国家は、新自由主義的戦略を通じて国家介入をますます強化し、グローバルな競争力の確保という目標に向かつて社会のあらゆる部分を差し向けていふとされるのである。ヒルシュは、そのような新たな機能を持つようになつた国家を「国民的競争国家」としているのである。¹¹

三 グローバリゼーションとガバナンス

以上のように国家に代表される既存の政治システムに再編をもたらしているグローバリゼーションは、EUのガバナンスにどのような影響をもたらしているのだろうか。ここでは特にグローバリゼーションが、EUのガバナンスの問題解決能力にどのような影響を与えていたかについて検討する。

EUのガバナンスの問題解決能力に関しては、そのマルチ・レベル化についてこれまで多くの研究がなされてきた。諸政策の「歐州化」がどの程度進み、またそれによってガバナンスの問題解決能力がどのように影響を受けているかといった問題に関する研究である。そこで指摘されたのは、政策決定能力の歐州レベルと構成国レベルの共有の度合いと、その共有による政策の有効性が、政策分野ごとに多様であり流動的であるという状況であった。言い換えれば、統合の進展によつて内生的にもたらされたガバナンスの問題解決能力のマルチ・レベル化が、これまでの研究の対象であった。

それに対して、ここで考察するのはグローバリゼーションがポリティイのガバナンスにもたらす外生的な影響についてである。すでに述べたように、グローバリゼーションが単に既存の政治システムがもつていた権威の喪失をもたらすのではなく、その再編をもたらすとするなら、どの部分で既存の政治システムはそれまでのようないくつかの問題解決能力を失い、再編していくのかという問題が重要である。

グローバリゼーション以前の国家の問題解決能力にかかわって、マクロ経済学のレギュラシオン学派が指摘するように、第二次世界大戦後、国民経済¹²⁾と共に「フォーディズム」の蓄積体制が確立された。それは国際経済レベルでいえば、ラギー（J. G. Ruggie）のいう「埋め込まれた自由主義（embedded liberalism）」の国際経済システムの確立

説
論
であつた。¹³⁾

この「埋め込まれた自由主義」の国際経済システムの下では、国民経済レベルでは各国民政府が国民経済の運営に責任を持ち、それによって国内の社会統合を強め政治的安定性を維持し、同時に、国際的なレベルでの多角的な貿易体制を形成することが期待された。つまり経済システム全体の運営が国家の能力に依る度合が非常に大きかつた。国家は、ケインズ主義的政策を通じて国民経済に深く介入し、国家の問題解決能力は非常に大きなものであった。

このような国家の能力が経済のグローバリゼーションによつて再編されているのである。経済のグローバリゼーションによつて国家の問題解決能力にどのような影響があるかという問題に関して、まず一般的にいわれているのは、国家による資本への規制を緩和、もしくは排除するという効果である。国家は「埋め込まれた資本主義」の時代には、多くの規制によつて経済に介入していた。しかし、規制される資本の側からすれば、それらの規制はコストの負担を資本の側に強いるものであつた。経済のグローバリゼーションの顕著な特徴のひとつは、資本の可動性が急激に高まつたことであつた。このことは資本がより規制の少ない、したがつてコストのかからない立地を求めて自由に移動できるようになつたことを示している。これがグローバリゼーションによつてもたらされた大きな変化のひとつである。なぜならまさにこの変化によつて国家が再編を迫られているからである。上述したヒルシュの「国民的競争国家」の議論に示されるように、国家は自らを再編し、移動していく資本に対して魅力ある市場を提供しようと立地競争を繰り返さざるをえないのである。その競争は、「規制競争 (regulatory competition) 」といわれる。つまり、この場合は、国家間の規制の緩和競争である。これによつて、以前には国家による規制によつて与えられていた保護、言い換えれば国家の問題解決能力が、互いに競い合つて下へ下へと引き下げられていく「最低限

への競争 (race to the bottom)」がもたらされた。他の国家より資本に対しても好意的な立地条件、つまり緩い規制しか行わない国家領域へと資本が移動していく以上、もつとも規制緩和が進んだ国家に他の国家も追随し、もしくはそれ以上に規制緩和を行わなければならないからである。このような競争による規制の循環的な緩和は、当初アメリカ国内の諸州の企業に対する規制についての規制競争を分析するなかで指摘されたものであった。そのアメリカ国内における「最低限への競争」に勝利したのがデラウェア州であったことから、規制競争が規制の循環的な緩和をもたらしていくという状況は「デラウェア効果 (Delaware effect)」と呼ばれている。^[14]

それに対して、近年新たに指摘されているのは、グローバリゼーションと規制競争が必ずしも「デラウェア効果」をもたらすわけではなく、むしろ規制をより厳格にしていく効果をもたらすこともあるという事実である。これは厳格な規制が必ずしも企業にとってコストをもたらすのみではないことを示している。例えば、ある国において厳格な規制が採用されている場合、その国内の企業にとっては外国企業よりもそれに対応するのが容易であることが多い。つまり国内企業にとっては、厳格な規制のほうが外国企業との競争において有利に働くことがある。その厳格な規制をもつ国が大きな市場を持つている場合、外国企業がその市場に参入するためには、その厳格な規制に適応しなければならない。当該外国企業はばらばらの商品を生産することとのコストを考慮して、その母国においても同じ基準、場合によつてはそれよりも厳しい基準を満たす商品を生産し、それを標準とした規制を母国政府に求める。そうなるとその外国企業の母国においても厳格な規制が採用されるという具合に、先ほどの規制競争とはまったく逆の規制競争が展開していくことになる。つまり「最上限への競争 (race to the top)」である。ボーゲル (D. Vogel) は、このような「最上限への競争」の例として巨大な市場を持つカリフォルニア州の厳格な環境規制が、他の州の環境規制を引き上げていく事実を指摘している。そして、このように規制競争が循環的により厳しい

規制を生み出していく状況を「カリフォルニア効果 (California effect)」¹⁵⁾と呼ぶのである。

これらの「デラウェア効果」と「カリフォルニア効果」は、グローバリゼーションのなかで国家間の競争の力学によつてもたらされるものである。一方、「デラウェア効果」のような規制競争による規制の循環的な緩和が、国家間の協力によつて覆されることがあるという事実を指摘できる。例えば、国際銀行業務を行う民間銀行の自己資本比率の基準を定めたBIS規制などをあげることができた。金融のグローバリゼーションの進展という状況のなかで、当初金融機関に対する規制は、「デラウェア効果」に示されるように規制競争のなかで循環的に緩和されていった。しかし、一九七四年のフランクリン・ナショナル銀行の危機に端を発する国際銀行危機や、八〇年代半ばの発展途上国の累積債務危機などに見られるように、市場がグローバルに統合されたことで、たった一つの金融機関の破綻が破綻の連鎖反応を呼び起こし金融市場全体の崩壊をもたらすのではないかという危機感を、各省政府は募らせていった。そこで国際銀行業務を行なう民間銀行に対して一定以上の自己資本比率を求めることで、銀行の健全性を確保し銀行間の競争条件を均等にする規制の必要性が認識された。しかしそれを一国のみで行なうことは、規制競争という点から不利であるとされた。そこで国際決済銀行 (BIS) における交渉を通じた国家間の協力によって、いわゆるバーゼル合意が成立し、自己資本比率を一定の割合に維持するBIS規制が決定されたのである。このBIS規制よつて定められた自己資本比率の基準は、それを満たす金融機関の信用を保証する効果を持つた。例えば、民間の格付け機関は、このBIS規制を基準に金融機関の格付けを行うようになつた。したがつてその後BISの交渉に参加しなかつた諸国でも次第にBIS規制の基準が採用され、規制の循環的な緩和という状況はそこで転回されることになつた。ゲンシェル (P. Genshel) らは、このようなBIS規制の成立に見られるように「デラウェア効果」が国家間の協調によつて覆される状況を「協力的転回 (co-operative turnaround)」¹⁶⁾と呼んでい

る。そこでは規制の循環的な緩和は停止され、それ以前よりも厳格な規制が、「カリフォルニア効果」のような競争の力学ではなく、国家間の協調によつてもたらされたとされるのである。¹⁶⁾

さて、これらのグローバリゼーションがもたらす諸効果をEUのマルチ・レベル・ガバナンスという文脈で考えた場合、状況はより複雑になる。すでに述べたように、EUにおいて問題解決能力は欧洲レベル、構成国レベルで共有されている。そこではグローバリゼーションによって国家という同一平面上におけるガバナンスへの影響だけでなく、欧洲レベルと構成国レベル双方で立体的な影響が及ぼされるといえるだろう。したがつて、例えば、EU域外の諸地域、諸国家との規制競争による「デラウェア効果」によつて、EU全体の問題解決能力が低く抑えられることがある。しかし、人、モノ、サービス、資本の移動の自由を達成したEU域内市場内部においては、構成国間の規制競争がより進展しやすい状況にあるといえる。また、そうして構成国レベルで「デラウェア効果」によつて失われた問題解決能力が欧洲レベルで再現されているという状況もある。さらにその場合でも、欧洲レベルでの程度それが再現されているのかが問題になる。したがつて、マルチ・レベルという要素が加わることで、グローバリゼーションがガバナンスにもたらす諸効果が、より複雑な過程を経て現れてくるといえるだろう。

ここで注目しなければならないのは、そのような複雑な過程に、欧洲諸制度や、諸アクター間の多様な相互行為が介在しているということである。それは、ゲンシエルらが指摘した「協力的転回」における国家間の協調だけでなく、欧洲諸機構、利益集団、企業を含めたより多様なアクター間の相互行為である。その結果、さまざまな政策分野ごとに、それぞれ独特な問題解決能力の配置が見られるようになつた。さまざまな政策分野に関してグローバリゼーションの影響が現れてくる過程を詳細に分析することは別稿に委ねるしかないが、ここではグローバリゼーションの影響から独特な問題解決能力の配置がもたらされた三つの政策分野、すなわち通貨統合政策、共通社会政

説
策、共通消費者政策について簡単に指摘することにする。

四 グローバリゼーションとEUのガバナンスの問題解決能力

通貨統合政策は、域内市場の一応の完成をみた一九九二年以降、EUの中心的な目標とされた政策である。筆者はすでに別稿において、経済のグローバリゼーションと欧州統合の相互促進的な関係について指摘しているが、その相互促進的な関係がもつとも顕著に現れたのがこの通貨統合政策であった。ここで相互促進的な関係とは、経済のグローバリゼーションへの欧州における対応が欧州統合を進展させたひとつの要因となつたが、そうして進展した欧州統合が経済のグローバリゼーションをさらに加速させる要因となつた、ということである。¹⁵⁾

ここで、通貨統合政策に関するこの両者の相互促進的な関係について簡単に指摘しておく。一九八〇年代後半以降、域内市場計画、マーストリヒト条約、通貨統合と続く一連の欧州統合の飛躍的な発展をもたらしたひとつの要因は、経済のグローバリゼーションであった。ブリタン元EC委員会副委員長が演説のなかで述べたように、「域内市場計画とEMUの完成は、より大きな市場におけるより激しい競争を意味しており、このことは共同体の企業とつて新たな機会を確保する最もよい方法」なのであった。つまり、グローバリゼーションという状況に対しても、欧洲統合戦略によつて「欧州を活力のない欧州硬化症でなく、グローバル市場において競争に勝ちうる無駄のない競争者」にすることが目標とされたのである。¹⁶⁾

こうして成功裏に進められた欧州統合に対して、グローバル市場は好意的に対応した。具体的には、九〇年代初頭までにEU域内の金融市场へのポートフォリオ投資は飛躍的に増大した。¹⁷⁾このことが意味するのは、欧州統合に

よつてグローバリゼーションが加速されたという事実である。すでに述べたように、ガバナンスへの影響という点でグローバリゼーションがもたらした最大の変化は、資本の可動性の増大と、それに伴う資本の逃避の脅威であつた。グローバリゼーションに対してEU構成国が統合という対応を行つたことが、この資本の可動性と、資本の逃避の脅威を強化するという結果をもたらしたのである。これがグローバリゼーションと欧州統合の相互促進的な関係である。

資本の可動性の増大と、それに伴う資本の逃避の脅威がいかに重要なものであるのかを端的に示しているのが、一九九二年から九三年にかけてのEMS通貨危機である。突發的に欧州諸国を襲つた未曾有の投機によって引き起こされた通貨危機は、各国中央銀行による史上空前の規模の市場への介入にもかかわらず、イギリス・ポンドとイタリア・リラを欧州通貨制度（EMS）から離脱させ、最終的にはEMSにおける為替相場メカニズムの変動幅を上下二・五%から上下一五%に拡大させるにまで至つた。国際決済銀行が指摘しているように、この通貨危機が示唆しているのは、「今日の国際資本市場において、潜在的な資本フローは固定相場制を維持するための公的機関による介入が常に確実には対抗できないほどの規模になつてゐる」という事実である。⁽²⁰⁾つまり、グローバリゼーションと欧州統合が相互促進的に進展した結果、資本の可動性と、それに伴う資本の逃避の脅威が、もはや単独の国家どころか、EMS参加諸国のような国家グループによつても対抗できないほどの段階にまで強化されたということである。

このグローバリゼーションと欧州統合が相互促進的に進展した結果もたらされた資本の可動性と、それに伴う資本の逃避の脅威が、EUに対してグローバル経済からの構造的制約を生み出した。⁽²¹⁾ここで、構造的な制約とは、具体的にいえば、通貨統合を完成するためには、市場の通貨統合に対する信頼を獲得しなければならないという制約

である。この市場の信頼を獲得するためには必要な条件が以下の互いに関連する三つの条件である。第一に、單一通貨が強く安定した通貨であることを保証する、つまり経済通貨同盟（EMU）への参加基準である収斂基準の厳格な適用と、欧洲中央銀行（ECB）の安定志向の金融政策を保証することである。第二に、政治的指導者が通貨統合政策に明確に、また継続的にコミットメントすることである。そして第三に、EMUに対する市民の支持を獲得することである。

さてここで重要なのは、これらの制約を満たしていくなかで、EUのガバナンスの問題解決能力、さらにそれらの配置に大きな影響が及ぼされたことである。通貨政策に関しては、ガバナンスの問題解決能力の配置が、構成国レベルから欧洲レベルへと移行していった。それ自体はもちろんEU通貨統合政策において目標とされたことであり、通貨統合政策を進めた当然の結果といえる。しかし、上述のグローバル経済からの制約のなかで、これがより厳格に進められることになったことを指摘できる。それは上述したグローバル経済からの構造的な制約の第一と第二の条件に関係している。第一の条件に示される、ECBによる安定志向の金融政策の保証は、新古典派経済学の立場からECBの独立性の維持によって達成されたとされた。つまり、第二の条件とも関係して、選挙などの短期的な目的のためにECBの金融政策に対して政治的な圧力がかけられることで、その物価の安定というECBの唯一にして至高の目標が阻害されではならないとされたのである。²²このことは、ガバナンスの問題解決能力の配置が、単に通貨統合が行われたため欧洲レベルへ移行していったこと以上の意味をもつていて、つまり、グローバリゼーション以前の「埋め込まれた自由主義」の時代には、ドイツという例外を除いて、現在のEU構成国のはとんどの国家の行政府は、何らかの形で中央銀行の金融政策に影響を及ぼすことができた。しかし、グローバリゼーションからの構造的な制約のなかで、政治的な圧力からのECBの独立性が明確にもとめられることになつ

たのである。したがって、ガバナンス能力の配置という点から見た場合、その構成国レベルから欧洲レベルへの移行は、それと同時に、行政府の影響下から中央銀行の自立的政策決定へと、より厳格に行われたということができる。

通貨統合政策に関するグローバリゼーションからの構造的制約は、他の政策分野にも影響を及ぼした。しかし、それは政策分野ごとに通貨政策とは異なる独特のガバナンス能力及びその配置への影響であった。それらのなかで代表的なものが社会政策と、消費者政策である。

社会政策は、統合そのものがもつとも進展しにくい政策領域のひとつであった。すでに紹介したマジヨン（G. Majone）が指摘したように、欧洲レベルでは、経済政策に関して国家が通常果たす規制、再配分および安定化という三つの機能のうち、規制という機能のみが発達しやすかつた。⁽²³⁾特に再配分という機能に関しては、そのコストという点から考えて欧洲レベルで発達させることは不可能であった。デンマークの国民投票におけるマーストリヒト条約の拒否とそれに端を発する通貨危機、さらに失業の増大という危機のなかで、欧洲委員会によって提出された「成長、競争力、雇用」と題されたいわゆる「ドロール白書」は、基本的に構成国ごとで労働市場の多様性があるとという認識に立ち、欧洲レベルでは限られた社会政策しか実施できないことを認めており、結局「補完性の原理」を前面に押し出す主張をしている。⁽²⁴⁾

しかし他方で、構成国レベルにおいても社会政策に関するガバナンスの問題解決能力は、グローバリゼーションからの構造的制約のなかで大きな制限を受けることになった。これも上述の第一及び第二の条件によるものである。市場の信頼を得るために、経済ファンダメンタルズを無視した政策は行うことができない。第一の条件に示されるEMUへの参加基準である収斂基準の遵守が意味しているのは、高いレベルでの経済パフォーマンスを無理

なく示し得た国だけがEMUに参加しているということを明確に示し、それによつて市場の信頼を得ようというこ
とである。しかし通貨統合の実現を目指す各構成国政府にとつて最も大きな負担となつたのが、この収斂基準の政
府財政ポジションに関する基準である。財政赤字をGDP比3%以内、政府債務残高をGDP比60%以内にそれ
ぞれ抑えるという同基準は、構成国政府にとつて金融政策だけでなく、財政政策への大きな制限となつたのであ
る。そのためEU全体で失業者が一八〇〇万人にものぼるといわれる状況のなかで、各構成国は、緊縮財政による
財政赤字の削減に勤めなければならなかつた。また第二の条件のため、選挙などの短期的な目的のために、政治家
がそれに抵抗することも困難な状況に追い込まれた。²⁵⁾つまり、経済的な危機に対して、それを政府の財政出動に
よつて乗り切るという構成国レベルのガバナンスの問題解決能力に大きな制限がもうけられたのである。これは言
い換えれば、EUの通貨統合が、社会政策に関する構成国レベルのガバナンスの問題解決能力を低下させる言い訳
になつたということである。こうして社会政策に関する限り、ガバナンスの問題解決能力は、その配置が欧州レベ
ルへと移行していくわけではなく、欧州レベル、構成国レベル双方で低く抑えられるという状況が生み出されたの
である。

さてこのような社会政策に対し、消費者政策に関しては、それとはまったく異なるグローバリゼーションから
のガバナンスの問題解決能力及びその配置への影響が見られた。

消費者政策も、社会政策と同様に統合の発展が遅く、また不均衡なものであつた。欧州委員会も指摘しているよ
うに、構成国政府間の協力は「域内市場の完成のための諸政策の採用には十分である」が、消費者政策に対して「政
治的支援や、構成国間の意見の一致を見出すのは難しかつた」のである。²⁶⁾また欧州委員会をはじめとした欧州諸機
構の側でも、通商政策、競争政策などさまざまな分野にまたがる消費者の保護という問題を扱うための人的・物的

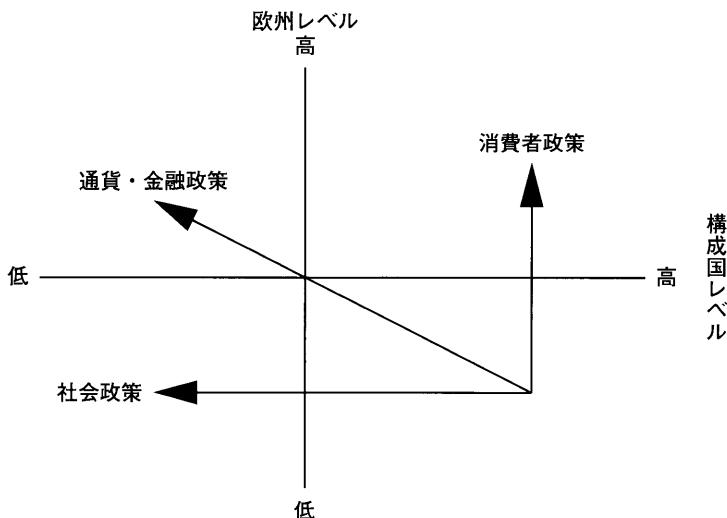
資源は限られていた。その結果、いわゆる「補完性の原則」にしたがつて、消費者政策は欧州レベルではなく、構成国レベルで行われるべき政策であるという認識が共有されることになった。そのなかで一九九〇年代に至るまで実施された欧州レベルの消費者政策は、あくまでモノとサービスの自由移動を妨げる「非関税障壁」となってきた。消費者保護政策の調和を図るための政策であつた。つまりそれは、企業に対して好意的な目的で行われたものであり、例えば、消費者の経済的利益や法的権利など企業に対し負担を強いる問題は、「補完性原理」を口実にして欧州レベルではほとんど配慮されることがなかつた。

しかしそのような状況が、グローバリゼーションからの構造的な制約の影響によって大きく変化することになったのである。それは上述の第三の条件にかかる変化であつた。EMS通貨危機をもたらした引き金となつたのはデンマークの国民投票におけるマーストリヒト条約の否決にあつた。このいわゆる「デンマーク・ショック」によつて明らかになつたことは、市民の支持を得られない政策は、市場の信頼を得ることができないという事実であつた。したがつて、通貨統合を成功させるためには、EU及びその政策に対する市民の支持を得ることが必要であると認識されるようになつたのである。この認識は、本稿の冒頭でも紹介した『ガバナンス白書』においても引き続き強調されている。すでに紹介したように、同白書の目的は、市民の信頼を得る新しい形態のガバナンスをいかに発展させるかであつた。ただし、先の第一及び第二の条件を満たしつつ、市民からの支持を得る必要があつた。そこで注目されたのが消費者政策や環境政策といった、いわゆる「新しい社会運動」にかかる諸政策であつた。それらの政策の共通点は、「ヨーロッパ計画（project Europe）」が大企業や銀行にだけ機会を与えるためのクラブではなく、日々の生活を送る市民にも機会を与えるものだということを示す格好の手段であるということであつた。²⁷⁾

こうして九〇年代を通じて、歐州レベルの消費者政策は拡充されていくことになった。一九九五年三月には、歐州委員会に第二四総局（消費者保護及び公衆衛生）が設立され、他の諸政策と同格に扱われる政策分野として認められ、人的・物的な資源が制度的に拡大された。また、さまざまな政策分野に横断的に係わる消費者の保護という問題を扱うため、「消費者の声」である消費者団体からの意見が他の政策分野でも積極的に求められるようになつた。例えば、通貨統合政策担当であつたのドシリギ（Y. T. de Sily）欧州委員会委員は、通貨統合政策が「閉じられたドアのむこうで銀行や大企業との馴れ合いの協議で決定されている」というイメージを払拭する必要があるとして、通貨統合に関する消費者団体からの意見を積極的に求めた。¹²⁵さらに一九九七年の新歐州連合条約であるアムステルダム条約では、まず一五三条の一項で従来どおり「消費者の健康、安全及び経済的利益を保護する」と規定すると同時に、「情報、教育および自ら組織化する権利を促進する」ことを消費者政策の目的とし、新たに消費者の権利についての規定を設けた。また同二項では「他の共同体の政策及び活動を規定し、実施する際消費者保護に必要な条件を考慮にいれる」として、ここでも新たに消費者保護を他の政策に統合する「水平的」条項を設けたのである。¹²⁶

ただしここで重要なのは、これら歐州レベルでの消費者政策の拡充が、構成国レベルでの消費者政策を廃しつつ行わたったわけではないことである。消費者政策に関する限り、構成国政府、歐州委員会、さらに消費者団体に至るまで、構成国レベルで独自に欧洲レベルの規制よりもさらに厳格な規定を設けることに反対するものは存在しなかつた。実際、上述のアムステルダム条約でも、一五三条の三項で各構成国が独自により厳格な消費者の保護を行うことを認めているのである。つまり欧洲レベルでは、EU域内において守られるべき最低限の基準が高く広範囲に設けられ、各構成国はそこからさらに厳格な消費者保護政策を行うことができるということである。したがつて

図1 欧州のガバナンス能力



消費者政策に関してガバナンスの問題解決能力は、歐洲レベルに単純に移行していくわけではなく、また社会政策のように歐洲レベルへの移行なしに構成国レベルで低下したわけではなく、構成国レベルで高い能力を維持したまま、歐洲レベルでもその能力が向上していったのである。

ここまで見てきた三つの政策におけるガバナンスの問題解決能力とその配置に対するグローバリゼーションの影響をまとめたのが図1である。図1に示されるように、通貨統合が進展するなかで通貨・金融政策に関してガバナンスの問題解決能力の配置は、構成国レベルへと移行していく。それ 자체は、通貨統合を進めたことの当然の結果であった。しかし、その過程で、グローバリゼーションと歐洲統合が相互促進的に展開し、EUのガバナンスに対して大きな影響が及ぼされた。通貨・金融政策においては、グローバリゼーションからの影響のなかで欧州レベルへの問題解決能力の移行がより厳格に行われた。それは単に構成国レベルから欧州レベルへの問題解決能力の配置の移行だけでなく、行政府の影響下から中央銀行の自立的政策決定

への移行をもたらした。

また社会政策においては、ガバナンスの問題解決能力の配置は変化しなかつた。しかし、元来構成国レベルで実現されていた問題解決能力のレベルが低下することになった。しかも、その過程が、通貨統合の成功の代償として進展していった。EMUへの参加基準である収斂基準の達成のためという理由で、各構成国政府は緊縮財政政策をおこなつたのである。前節でも指摘したように、グローバリゼーションは、一般的にガバナンスの問題解決能力の低下をもたらす。「最低限への競争」によって、循環的にもたらされるこの能力の低下は、「デラウエア効果」といわれる。歐州においても、資本の逃避とそれによる通貨統合の失敗をさけるため、この効果が働いたといえる。ただし、それが通貨統合とそれにかかる歐州諸制度によつて、より加速されて進展したといえるだろう。つまり「デラウエア効果の制度的加速」ともいうべき現象である。各構成国では、通貨統合と収斂基準などの歐州諸制度の存在によつて、統合を行つていない場合よりも容易に「デラウエア効果」、すなわち問題解決能力の低下がもたらされたのである。

それに対し、消費者政策においては、構成国レベルの問題解決能力は維持されたまま、歐州レベルの能力が向上していった。前節でも指摘したように、このようにグローバリゼーションにもかかわらず、ガバナンスの問題解決能力の向上がもたらされる現象は、それが競争の圧力による場合は「カリフォルニア効果」といわれる。また国家間の協力による場合は、「協力的転回」といわれる。EUの消費者政策におけるガバナンスの問題解決能力の向上は、そのどちらとも違う現象といえるだろう。通貨統合を目標としつつ、財政出動による経済危機への対応が不可能であるという状況のなかで、EUとその政策への市民の支持を得る、という条件を満たす必要性をもつとも痛烈に認識していたのは欧州委員会をはじめとした欧州諸機構であった。EUへの市民の支持が失われることは、自ら

の存在意義を問われる問題であるからである。したがって、例えば、多様な政策分野に横断的にまたがる消費者政策の水平的な問題については、消費者問題を扱う第二四総局だけでなく、他の分野の総局も含めて積極的に取り組むことになったのである。このことがさまざまな分野における消費者団体の参加を促し、消費者問題という課題が欧洲レベルで行われる多くの政策を施行する上で考慮されるべき問題として認識されていったのである。この欧洲諸機関の積極的な活動が欧洲レベルでの問題解決能力の向上をもたらした最大の要因といってよいだろう。しかしそのことがさらに厳格な消費者保護の基準を定める各構成国の取り組みを阻害することは、EUに対する支持どころか、批判をもたらす可能性があつた。そこで、欧洲レベルでは最低限の基準を定め、そこからさらに厳格な基準が採用される余地が残され、実際に構成国によつてはさらに厳格な基準が設けられたのである。このようにガバナンスへのグローバリゼーションからの影響が、マクロ地域レベルの諸制度の積極的な活動を通じて、問題解決能力の向上をもたらす現象を、「デラウェア効果の制度的転回」といつてよいだろう。それは当然、競争の圧力によつてもたらされた問題解決能力の向上である「カリフォルニア効果」とは本質的に異なる現象である。ただし国家間の協力による「協力的転回」とは共通する部分がある。例えば、B I S規制をもたらした国家間の協力にB I Sといふ国際制度の存在は無視できないものであつた。しかし、「協力的転回」においては、B I Sを通じた国家間の交渉が「協力的転回」をもたらした最大の要因であつたのに対し、「制度的転回」では、欧洲諸機関の積極的な活動がより重要な役割を担つた。つまり、「制度的転回」においては、制度の積極的な役割が必要であつたのである。

- (1) S. Hix, 'The Study of the European Community: The Challenge to Comparative Politics', *West European Politics*, Vol.17, No.1, 1994, pp. 1-30.
- (2) B. Rosamond, *Theories of European Integration* (London: Macmillan, 2000), pp. 14-18.

(3) T. Risse-Kappen, 'Exploring the Nature of the Beast: International Relations Theory and Comparative Policy Analysis Meet the European Union', *Journal of Common Market Studies*, Vol. 34, No. 1, 1996, pp. 53-80.

(4) A. Giddens, *The Consequences of Modernity* (Cambridge: Polity Press, 1990) 松尾精文・小幡正敏訳 『近代化させかね時代か? : ハーバード大学の講義』(面立書房、1993年)。また多方面からのクローバーによる研究を整理した「現代化させかね時代か?」(同上)。

(5) E. Helleiner, 'From Bretton Woods to Global Finance: A World Turned Upside Down', in R. Stubbs and G. R. D. Underhill (eds.), *Political Economic and the Changing Global Order* (London: Macmillan, 1994); P. Cerny, 'The Search for a Paperless World: Technology, Financial Globalisation and Policy Response', in M. Talatay et al. (eds.), *Technology, Culture and Competitiveness: Change and the World Political Economy* (London: Routledge, 1997).

(6) UNCTAD, *Trade and Development Report*, 1990.

(7) A. Hoogvelt, *Globalisation and the Postcolonial World: The New Political Economy of Development* (Basingstoke: Macmillan, 1997), p. 128.

(8) *Ibid.*, pp. 128-131.

(9) P. G. Cerny, 'International Finance and the Erosion of State Policy Capacity', in P. Gummesson (ed.), *Globalization and Public Policy* (Cheltenham: Edward Elgar, 1996), pp. 83-104.

欧洲統合研究における「ガバナンス・ターン」と国際政治学（二・完）（井上）

- (10) P. Hirst and G Thompson, *Globalization in Question* (Cambridge: Polity Press, 1997).
- (11) H・ヒルハム、木原滋裕哉・中村研吾訳、『国民的競争国家：グローバル時代の国家とオルタナティブ』（「ネルヴァ書房」一九九八年）。
- (12) M. Aglietta, *Régulation et Crises du Capitalisme: L'expérience des Etats-Unis* (Paris: Calmann-Lévy, 1982), 2e édn., 石森章孝他訳『資本主義のレギュレーション理論：政治経済学の革新』（大村書店、一九九〇年）。山田銳夫『ノキヨラシオン・アプローチ：21世紀の経済学』（藤原書店、一九九四年）。山田銳夫『ノキヨラシオン理論：経済学の再生』（講談社現代新書、一九九一年）。
- (13) J. G. Ruggie, 'International Regimes, Transactions and Change: Embedded Liberalism in the Post War Order', *International Organisation*, Vol. 36, No. 2, 1982, pp. 379-415.
- (14) W. L. Cary, 'Federalism and Corporate Law: Reflections upon Delaware', *Yale Law Review*, Vol. 83, No. 4, 1974, pp. 663-705.
- (15) D. Vogel, *Trading Up: Consumer and Environmental Regulation in a Global Economy* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1995).
- (16) P. Genschel and T. Plümper, 'Regulatory Competition and International Co-operation', *Journal of European Public Policy*, Vol. 4, No. 4, 1997, pp. 626-642. またB-Iの規制について詳しつけ、以下を参照された。E. B. Kapstein, *Governing the Global Economy* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1994).
- (17) 描稿 「EU統合とガバナンスに関する一考察（1）：グローバル経済からの構造的制約」、『名古屋大学法政論集』一八七号（一〇〇一年三月）；「EU統合とガバナンスに関する一考察（1・完）：グローバル経済からの構造的制約」、『名古屋大学法政論集』一八八号（一〇〇一年六月）。
- (18) The Press and Communication Service of the European Commission, 'Speech by Sir Leon Brittan to Overseas Bankers Club Annual Banquet - Guildhall', 5 Feb. 1990, RAPID(URL: <http://www.europa.eu.int/rapid/start/welcome.htm> 以降は省略) 'SPEECH/90/7', 観覧

説
論

□ 2003/02/24.

- (19) 八〇年代前半の平均と比べて、西欧諸国へのポートフォリオ投資は、一九九一年で約七倍、九二年で約八・五倍に達した。それに対し、同時期のアメリカへの投資は約二倍前後の増加に過ぎなかつた。Bank for International Settlements, *64th Annual Report*, 1994.

Ibid.

[20] 拙稿、「EU統合とガバナンスに関する・お絵（）、」「EU統合とガバナンスに関する・お絵（）・記」。

[21] Commission of the European Union, 'EMU and the Euro: The First 10 Years', *Economic Papers*, No. 165, Feb. 2002.

[22] G. Majone, 'The European Community between Social Policy and Social Regulation', *Journal of Common Market Studies*, Vol.31, No.2,

[23] 1993, pp. 153-170; G. Majone, 'The Rise of the Regulatory State in Europe', *West European Politics*, Vol.17, No.3, 1994, pp. 77-102; G. Majone, *Regulating Europe* (London: Routledge, 1996); G. Majone, 'A European Regulatory State?', in J. Richardson (ed.), *European Union: Power and Policy-Making* (London: Routledge, 1996), pp. 263-277; G. Majone, 'The Credibility Crisis of Community Regulation', *Journal of Common Market Studies*, Vol.38, No.2, 2000, pp. 273-302.

[24] Commission of the European Communities, *Growth, Competitiveness, Employment: The Challenges and Ways Forward into the 21st Century* (1993), *A White Paper*, COM(1993)700.

[25] 通貨統合へ至る最終段階における緊縮財政政策は、欧洲各国で成立した「中道左派」政権によって行われた。これが無視できない事実である。例えば、フランスでは、ショスペー社会党政権が国営企業の民営化・育児手当などの社会保障費の削減を柱とした緊縮財政政策を行つた。*Financial Times*, 25-31 May, 1-5 Jun., 9-19 Jun., 1997; 16 Jun., 17 Aug., 21 Oct., 1998; 23 Aug., 10, 16 Sep., 1999. またドゥドウル・ラフォンテー社会民主党政権において社会民主党左派を代表し、財政出動による失業対策を求めたラフォンテー（O. Lafontaine）蔵相は、政権内部で孤立し、最終的に辞任に追い込まれた。O. Lafontaine, translated by R. Taylor,

The Heart Beats on the Left (Cambridge: Polity Press, 2000).

[26] Commission of the European Communities, 'Consumer Policies: Past Achievements' (1998), SEC(98)564, p. 3.

[27] J. Greenwood, *Representing Interests in the European Union* (London: Macmillan, 1997), p. 193.

[28] The Press and Communication Service of the European Commission, 'Speech of Mr. Yves-Thibault de Silgy at Chatham House "Towards a Single European Currency" - London', 30 Oct. 1995, RAPID, SPEECH95/226, 項録II 2003/02/24.
[29] Treaty of Amsterdam Amending the Treaty on European Union, The Treaties establishing the European Communities and Certain Related Acts, 2 Oct. 1997.

おわりに

前章においては、国際政治学からのEUのガバナンス研究の事例として、グローバリゼーションがEUのガバナンスの問題解決能力に与える影響について見ていた。EUにおいては、マルチ・レベルによる変数が加わることで、これまで指摘されてきた「デラウェア効果」、「カリフォルニア効果」、「協力的転回」などとは異なる効果がもたらされた。それが上述した「デラウェア効果の制度的加速」や「制度的転回」といった諸効果である。これらの諸効果に示されるように、EUのガバナンスへの外的インパクト、いりやはグローバリゼーションの影響は、確實に存在している。そしてその部分については、比較政治学からのEUのガバナンス研究を国際政治学が補完できるといえるだらう。

例えば、通貨統合に関して、これまで比較政治学からはEMUにかかる諸制度の成立による「欧州化」が述べ

EU独自の内生的な要因が、欧洲レベル、構成国レベルの政治過程および政策に与える影響についての分析が進められてきた。ダイソン（K. Dyson）は、合理的選択制度論および構成主義の両立場に依拠しながら、通貨統合によつて内生的に生み出される合理的なアクターの戦略的計算への影響と、アクターの選好やアイデンティティそのものへの影響について指摘している。¹⁵⁾それに対しても本稿で指摘したグローバリゼーションの影響は、それら欧洲レベルでの制度化という内生的な要因のみに還元できない影響といえるだろう。したがつて、EUのガバナンスの研究には、欧洲レベルでの制度化という内生的な要因と、グローバリゼーションなどの外生的な要因の相補的な分析が必要であるといえる。それによってEUのガバナンスの実態がより明らかになるといえるだろう。

また図1にそつて説明するなら、以前の国際政治学からのEU研究は、なぜ欧洲レベル低・構成国レベル高の状態が欧洲レベル高・構成国レベル低になるのか、つまり、なぜ通貨・金融政策の矢印に沿つた移行が起ころのかといふ点に研究の焦点を当ててきた。言い換えれば、なぜ統合が進展するのかという問題である。しかし、EUのガバナンスへの視点は、それだけでなく図1に示される社会政策や消費者政策の矢印にそつた移行についても重視する視点であるといえる。そしておそらくそこに国際政治学からのEU研究の新たな可能性があるといえる。前章でも指摘したように、古典的な問題をあつかう国際政治理論、例えば新機能主義は、結局Z問題、すなわち展開した理論が欧洲統合のみにしか当たるまらないという問題を持つていた。しかし、上述のケース・スタディに示されるように、より広い国際政治学の枠組みは、EUの「政治」の部分を扱うのである。このケース・スタディは、外的なインパクトがポリティックのガバナンスに与える影響の例としてEUをとらえた研究である。したがつて、国際政治学におけるその他の同様の研究が導きだした「デラウェア効果」、「カリフォルニア効果」、「協力的展開」といった現象との比較のなかで、EUにかかわる現象を扱うことができるるのである。そこに、EUに関する研究を、

国際政治学の発達に寄与する形で行いうる可能性があるといえるだろう。

ここまで指摘してきた事例を見れば明らかのように、ガバナンス・ターンを経た後に指摘された国際政治学のEU研究の限界という評価は、正しい評価であるとはいえない。国際政治学からのEUのガバナンス研究は、比較政治学からのそれと相互補完的に行いうるのである。言い換えれば、国際政治学は、EUの「統合」だけでなく「政治」を分析するツールとしても、その有効性をもつということである。たしその際、国際政治学が、統合過程に関する古典的な問題にこだわり続けることは、そのような可能性を否定することに等しい。ロザモンドは、ガバナンス・ターンを経た後の、国際政治学からのEU研究の有効性を示すために、以下の四つの方法を示唆している。

一 国際政治学は、「将来登場してくる」とが予測されるポリティ⁽²⁾」か国民国家かという二項対立を乗り越えなければならない。

二 国際政治学は、EUのような制度化された環境において諸アクターが自らの利益を引き出し、それによつて政治的な結果を生み出す過程について、興味深い疑問を提示できなければならない。

三 国際政治学は、「これは何の事例なのか」という問題について、多様な解答を提示できなければならない。

四 国際政治学は、自身がグローバルな変化のダイナミクスのなかにEUを位置づける最良の手段であるということを示さなければならぬ。

この四つ方法をそれぞれ見ていくと、一つ目は、要するに、国際政治学は、古典的な問題だけにこだわるべきではないということである。二つ目は、国際政治学は、EUの「政治」を分析できなければならないということである。また三つ目は、EUを単に国民国家の将来にかかる事例としてとらえるのではなく、それ以外の事例としてもとらえるべきであるということである。さらに四つ目は、外的なインパクトを所与として扱わなければならぬということ

比較政治学の最大の弱点を国際政治学が補わなければならないところである。これらの方針を通じたさらなる国際政治学からのEUのガバナンス研究が今後積極的に進められ、またそれが比較政治学と補完的に行われることで、EUのガバナンスの実態がより明らかになってくるといえるだろう。したがって、現在のEU研究において必要とされているのは、国際政治学と比較政治学を補完的に統合したEUのガバナンスを研究する分析枠組みの形成にあるといえるのではないだろう³。

註

- (1) K. Dyson, 'EMU as Europeanization: Convergence, Diversity and Contingency', *Journal of Common Market Studies*, Vol.38, No.4, 2000, pp. 645-666

(2) Rosamond, *Theories of European Integration*, p. 163.

- (3) やはりEUのガバナンスについて、比較政治学的な研究と国際政治学的な研究を相補的に扱う業績が登場している。例えば、クリス(M. Hennis)は、共通農業政策のガバナンスについて、農業利益集団の活動や、農業政策の欧洲化による国内の「國家—社会」関係の再編といった比較政治的な研究と、それらを条件づけるグローバリゼーションによる国際的文脈についての国際政治経済的研究を総合的に組み合わせる上で分析している。M. Hennis, 'Europeanization and Globalization: The Missing Link', *Journal of Common Market Studies*, Vol. 39, No.5, 2001, pp. 829-850. またティエラ(T. Diez)は、さわゆるイギリス学派の国際政治理論における「国際社会」「世界社会」「帝国」といった諸概念を応用し、他のさまざまな「国際社会」との比較の中でEUのガバナンスとの対外関係の分析を行っている。T. Diez and R. Whitman, 'Analysing European Integration: Reflecting on the English School - Scenarios for an Encounter', *Journal of Common Market Studies*, Vol. 40, No.1, 2002, pp. 43-67.